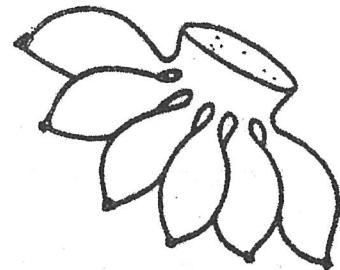


『沖縄県NPOプラザ』

バナナ通信



※この通信は、沖縄県NPOプラザが発行しています。

今月号の紙面から

二面：企業の社会貢献 PART2

：イベント箱

**三面：「NPO法人やらないと行けない
こと講座」-その1・その2-（報告）**

四面：助成金情報

：プラザ案内

沖縄県内のNPO法人数

155法人

平成16年10月16日現在

- ◆9月に認証された特定非営利活動法人
- いけま福祉支援センター（平良市）
- 消費者センター沖縄（那覇市）

NPO道場 ~PART 2~

【このコーナーは、NPO法人設立後の運営をスムーズに行えるように、様々な情報を提供していきます。】

●今回のテーマは「定款変更」についてです。

特定非営利活動法人を運営していく上で、定款は事業活動や組織についての基礎を明文化したもので、法人にとっての憲法ともいべきものです。設立認証申請にあたっては、かなりの時間と労力をかけて作成したことでしょう。しかし、法人を運営していくと事業活動や組織などで定款の一部を変えないといけない状況になることがあります。今回から定款変更の手続きについて説明していきます。

まず、手引きのどこを変更するのかを調べます。変更する項目によっては所轄庁に提出する書類も変わります。

□ 軽微な変更 : 定款変更届出書 (第5号様式)
軽微な変更以外の変更 : 定款変更認証申請書 (第4号様式:議事録/変更後の定款)

- 特定非営利活動の種類/事業に関する変更を含まない (追加なし)
- 特定非営利活動の種類/事業に関する変更を含む (事業計画書/収支予算書を追加)
- 所轄庁の変更を伴う事務所の所在地の変更 (役員名簿/確認書/財産目録等を追加)

いずれの場合でも、総会を開催する必要があり、議決するためには過半数以上の多数による議決が必要となります。要件は、所属している団体の定款で確認してください。
(定款の変更)

第●条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

法第25条第3項に規定する軽微な事項とは、以下の3項目です。

- 1 所轄庁の変更を伴わない事務所の移転
- 2 資産
- 3 公告

変更がこの3項目のいずれかであれば、「定款変更届出書」を提出します。添付書類も必要ありません。提出後は法務局で事務所の変更登記をして、変更手続きは完了です。

「軽微な変更」に該当しない変更であれば、「定款変更認証申請書」を提出することになります。申請書を所轄庁提出し、受理されたら2か月間の縦覧期間があり、縦覧期間満了後さらに2か月以内に認証または不認証の結果が出されることになります。認証され、認証書を交付されたら法務局で変更登記をして、手続きは完了です。法律上変更が有効になるのは、登記事項については登記されたとき、登記を要しない事項については認証されたときとなります。

★次回は定款変更認証申請に必要な書類などについてです。

大手貸金業「武富士」が、NPO 法人を対象に「年率 1 %の融資」を始めた。「武富士ゆめプロジェクト」は、①「武富士ゆめ基金」を設立した活動資金サポート②NPO 活動 PR のお手伝い広報支援③社員参加を推進する人材協力の 3 本柱。

このプロジェクトが出来た背景は、武富士の企業理念「支援者への感謝の気持ち」を地域に対し、形にして返したいという思いから生まれてきたという。武富士にとっての社会貢献は、昭和 59 年より継続する盲導犬等の育成事業への寄付、国際文化交流への助成、プロ女子バレー選手との青少年向けスポーツ教室の他定期的な貢献以外にも、今年の 7 月には新潟・福井の豪雨災害義援金を送るなど、地震や水害等の災害時の救済措置と義援金、毎月第 3 水曜日の「武富士クリーン運動」として社員が地域を掃除する身近な社会貢献と多岐に渡る。

その中に、今年 5 月、「自分達の事業の柱である融資モデルを使用しての社会貢献」ということで、NPO 法人に對し、「NPO サポートプラン」という融資商品を出した。

今回は、このプロジェクト担当の株式会社武富士社会貢献室の中坪純子さんにお話を伺いました。

この融資は「日本国内で活動し、安定した収入が見込める NPO 法人」が対象で、つなぎ資金・運転資金・設備資金と幅広く使える。500 万円未満の場合、「保証人が代表者 1 名」「無担保」「金利 1 %」というのが、これまでにはない魅力的商品だ。ただし、しばらくは、行政や企業等の助成金・補助金・委託金等のつなぎ資金を中心に、返済能力等を審査の上、融資となる。

せっかく、行政機関からの受託が受けられても、資金力に乏しい NPO 法人にとって、この融資はありがたい。

このプランは、申込書時に「武富士社会貢献室」第 1 次審査で 1 週間程度かかり、面談・電話等の聞き取り調査をした後、第 2 次審査の「ゆめ基金評議委員会」での審査を受け、融資が決まる。その期間は約 1 ヶ月半。「ゆめ基金評議委員会」とは、学者・弁護士・公認会計士などで構成される外部の機関で、最終審査を委託することにより、透明性と公平性を確保している。

通常業務の利益あってのプランの為、ちゃんと返済できるか見極め、慎重に融資することが、この会社を活用し、育てて下さったお客様や社会に対する役割でもあると話す。

最後に、「社会活動といつても、理念や思いだけでは続けることは無理なこともある。経営というポイントにおいては、企業と同じであり、しっかりした経営ができる NPO 法人が多く出来れば、この商品を活用していただき、社会が潤う手助けとなれれば」と中坪さんからお話を頂いた。

返済終了後、このプランを活用した NPO 法人の中から「武富士ゆめ大賞」が選ばれ、活動奨励金が交付されるという、頑張って事業を成し遂げた NPO 法人へのおいしいおまけ付きです。

イベント 箱

県ボラセン☆PRAEANTS NPO を知るシリーズ 問い合わせ：098-887-2000

さまざまな分野や市民活動をしている方をゲストに迎えます。

今日は、「アースの会の宮良弘子さん」です。

日 時：毎月第 3 木曜日、10 月 21 日 19~21 時

場 所：沖縄県ボランティア・市民活動支援センター（沖縄県総合福祉センター東棟 2 階）

那覇市 NPO 活動支援センター 問い合わせ：098-861-5024

NPO にまったく知らないても、気軽に参加できる「入門講座」。途中参加も大丈夫。

毎週水曜日、午後 6 時半から 8 時半

『第 3 週』10 月 20 日（水）「NPO 概論 2 - NPO 法人の設立」

『第 4 週』10 月 27 日（水）「ワークショップ - ワークショップの進め方を学ぼう～その 3～」

※このコーナーでは、県内の市民活動情報を紹介して行きます。また、皆様からのイベント・講座・募集などの情報も掲載していきたいと思いますので、沖縄県 NPO プラザまでお知らせ下さい。

NPO プラザ講座報告 「NPO 法人のやらないといけないこと」—その1・その2—

NPO 法人 調査隊おきなわ NPO プラザ運営担当 一柳亮太

●「その1」9月6日 18時～ 講師：安座間 宏（大城眞徳税理士事務所）

1回目では、まず経理の基礎的な事項に関する講義を受け、ついで NPO 法人を設立した場合に支払う必要の出てくる税に関して説明を受けました。

まずは自分たちの団体におけるお金の流れをはっきりと掴まねばなりません。そのためには、複式簿記と記入するための仕訳の知識が必要となってきます。この時、「貸方」「借方」など覚えることが出てきて最初から大変そうですが、講師からは「これは車でいう左側通行、右側通行のようなもので、理屈で考える必要の無いルールです」とのコメントが。要は慣れれば無意識に進められるものなのだな、と納得します。

後半は、NPO 法人を運営する上で支払う必要が出てくる税金とその種類です。NPO 法の事業区分と法人税法上の事業区分の違いなど、分かりにくい税の仕組みを教えてもらいます。ここでは各団体が抱えている税に関するわからない事を答える形で講義が進みましたが、各団体が行う多様な活動の中で、税金に関しても活動と同じ位に多様な悩みがあることがわかりました。

今回は全体的な、いわば概論の講座でした。次回からはそれぞれの事項ごとの詳しい内容が始まります。

●「その2」10月12日 18時30分～ 講師：安座間 宏（大城眞徳税理士事務所）

2回目は、前回の前半で説明を受けた、「仕訳」に関して実際に手を動かして覚えてみよう、という内容です。まず前回のおさらいから始まります。まずは前回も講義を受けた「貸借対照表」「損益(収支)計算書」について改めて講義を受けます。

会計に関する感覚を取り戻した後から例題に取り組みました。例題は、NPO が直面しそうな取引が中心となっていて、実際にありそうな話ばかりです。でも実際にやってみるとまたしても混乱してきます…。が、すかさず講師から「理屈で考えないで」と声がかかります。例題でいくつかの仕訳をしてから、今度は転記をして総勘定元帳を作ります。作った所で借方と貸方の数字を見てみると…一致するのですね。「こうやってチェックをすることが出来るのも、複式簿記の特徴です」と講師のコメントがありました。

会計というものは自転車に似ているな、と思いました。自転車も理屈ではなく慣れて乗りこなせるものですし（ペダルを漕ぎながらバランスを取って…と考えると、かえって転んでしまいそうです）、乗りこなすまでは大変でもいざ乗れたら歩くのよりも速いのです。会計もなじんでくれば、お金をスムーズに整理して、団体の活動も速くなるのでは、と思うのです。

NPO法人のやらないといけないこと講座 その3

「もう逃げたくない！ …会計に自信をつける」

「経理の本を読んで、いざ自分の団体の会計をやろうとするとわからなくなる」

今回の講座は、そんな悩みに直接効きます。

あなたの団体の経理を「実際に」「先生の前で直接質問しながら」取り組む講座です。

●日時：11月8日(月)18:30～20:30 ●講師：大城眞徳税理士事務所 安座間 宏 先生

●定員：20名 ●費用：無料 ●場所：宜野湾市人材育成交流センター めふき

●対象：NPO法人・団体で、実際に経理・会計の事務を行っている方

受講希望の方は、11月5日(金)までに、

・団体名 ・当日の出席者 ・電話番号またはメールアドレス ・特に聞きたいこと、わからないこと

の4点をご明記の上、沖縄県NPOプラザ（4面参照）までお申ください。

※これまでに行われたNPOプラザの講座(2回)を受講されず、今回初めて受講を希望される場合は、

必ず事前にご相談ください。

\$\$\$\$\$\$\$\$助成金情報\$\$\$\$\$\$\$\$

2005年度助成事業

助成元 : 日本たばこ産業
金額 : 年額最高 200 万円
締切り日 : 2004年11月30日
備考 : 非営利法人が日本国内において、地域社会の核となって実施する青少年育成につながる事業を支援します。2004年9月30日時点で1年以上の活動実績を有する法人が対象です。育成の対象となる青少年は、小学生から高校生までです。

問い合わせ : 〒105-8422 東京都港区虎ノ門2-2-1 JTビル パブリックリレーション部 NPO助成事務局
TEL 03-5572-4290 FAX 03-5572-1489 URL <http://www.jti.co.jp/JTI/contribution/npo>

2004年度トヨタ財団地域社会プログラム ※プラザに応募要項有

助成元 : 財団法人トヨタ財団
金額 : 【活動助成】1件あたりの上限は200万円、【成果普及助成】「活動記録の出版」100万円程度・「広域ネットワーク」400万円
締切り日 : 2004年11月20日
備考 : 本年度より「地域社会」の再構築を主目的とする新プログラムとして、「市民社会プログラム」を改変し、「地域社会プログラム」が開始されます。基本テーマ「地域社会の再構築を目指して-支え合うくらじいのち-」のもと、「地域社会」の再構築と活性化、またそれらに取り組む人々や活動を結びつけるネットワークづくりを支援します。

問い合わせ : (財)トヨタ財団
〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階 私書箱236号 地域社会プログラム係
TEL 03-3344-1701 URL <http://www.toyotafound.or.jp/>

平成17年度(第11回)公募助成

助成元 : 財団法人キリン福祉財団
金額 : 総額2,000万円(1団体あたり上限額30万円)
締切り日 : 2004年11月30日
備考 : 地域福祉活動を目的とする民間団体で、4~5名以上のメンバーが中心となって活動するグループが対象です。法人格の有無は問いません。「地域における子育て支援ボランティア活動」に対し助成します。

問い合わせ : (財)キリン福祉財団事務局

〒104-8288 東京都中央区新川2丁目10番1号
TEL 03-5540-3522 FAX 03-5540-3525 URL <http://www.kirin.co.jp/foundation/>

*通信の助成金情報は、インターネットやプラザへの送付物から選出して、記載しています。ご存知かと思いますが、上記以外にも、NPOに関する様々な情報が下記のNPOポータルサイトにありますので、ご活用下さい。

■NPO・市民活動を支えるニュース&情報サイト <http://www.npoweb.jp/>

■日本NPOセンター <http://www.jnpoc.ne.jp/>

*只今、助成金をGET出来た法人のコメントを募集しています。また、頂いた助成金応募へのアドバイス等がありましたら、この通信に掲載していきたいので、沖縄県NPOプラザまで情報を寄せ下さい。

沖縄県NPOプラザ

◆沖縄県NPOプラザではこんなことをしています。

- ① NPO活動のサポート
- ② NPOの活動・交流の拠点づくり
- ③ NPOに関する情報の収集・提供

◆お問い合わせ

〒900-0034 沖縄県那覇市東町1-1 県那覇東町会館3階

TEL: 098-941-3113 FAX: 098-941-3114

E-mail: npo-plaza@tontonme.ne.jp

